

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十九）

下山房雄（かながわ総研元理事長）

‘15 年 4 月 22 日 10:30～10:38 の 19 回裁判は（10:10 の傍聴抽選締切時に 84 席に対して 88 人希望 私は当りで傍聴できたのだが）やや意外あるいは奇怪な経過を辿った。

事前の予想：4 名の証人尋問と原告 9 名の本人尋問をとの原告側申出を、前回裁判冒頭に不要と述べた石井浩裁判長が、原告側田渕弁護士との＜陳述書意見書の内容をみて判断を＞との意見で証人採否の決定を 3 ヶ月余持ちこし今回裁判になったことは前回傍聴記に報告した。今回裁判の 1 週間前に、いま行われ難くなっている裁判官と弁護士との法廷外での面談が実現、しかしその場で石井裁判長が「証人採用せず」の意見を変えず、人数を絞ってとの原告側弁護士の提案も無視されることがあった。貧困が深刻な問題になっている現代日本で、最賃制を有効な防貧策に改革するために裁判勝利を願う原告側は、そのためには裁判官に具体的真実を掴んでもらう機会となる証人等尋問は不可欠と考え、証人等不採用の訴訟指揮は絶対に許せないと判断した。そこで、証人等不採用の決定には裁判官忌避申し立てで対応する、傍聴席からも抗議の声を一齐に挙げるとの緊張姿勢で裁判に臨むことにした。

実際の経過：開廷すると両陪席が女性裁判官で裁判長が何か石井裁判長とは違う感じの男性。彼が「証人採否については、裁判体も変わったので、慎重に判断する一回まで決定は持ち越す。しかし原告被告とも最終準備書面の作成を行ってほしい。」と言って次回裁判日程を 6 月 8 日に指定したのである。法廷横廊下にある担当裁判官名の掲示を観ると、徳岡治、吉田真紀、石井奈沙の名がある。裁判長が変わった？

報告集会での弁護士の解説では、石井浩裁判官は他の裁判担当も降りており病気かもしれないが、証人採用せよとの 2 千通の要請葉書や、この朝の裁判所前の宣伝行動の影響もあって徳岡裁判長が不採用の決定を申し渡す場面にはならなかったのではとのことだ。＜証人採用せよ＞との世論をより高めるための運動期間があと 1 カ月あまり与えられたわけだ。その第一弾として、裁判所前発着で日本大通り周辺をデモリ、＜証人採用せよ＞とのシュプレヒコールを挙げた。

ところで 9:30～10:00 の裁判所前の宣伝行動で、私は女性の結集に改めて注目した。集まった約 50 人の大部分が女性であり、原告アピールでマイクを持つのも女性が多数派だ（原告 134 名中の女性の数も 70 名で多数派）。現代日本の最賃制の在り方を批判する運動を支えているのが女性だと認識した次第。私は畏友伊藤セツさんの千頁余の大著『クララ・ツェトキーン』（御茶の水書房 2013 年刊）を読了したところなのだが、クララの没年 1933 年までの国際女性労働運動では「同一労働同一賃金」が課題として登場しているが、最賃制は現れていない。戦後 60 年代に私が藤本武先生（大著『最低賃金制度の研究』日本評論新社 1962 年刊 新書『最低賃金制』岩波書店 67 年刊の著者）の「代参」として、神奈川一般労組などで総評の法定一律最賃八千円要求の宣伝的解説を行っていたころ、藤本さんは女権拡大の労働運動の要は賃金闘争、とりわけ本格的な最賃闘争、なのに現実には女性労働運動ではお茶くみ反対などに終始し、女性団体も最賃制闘争に立ちあがることが無いとこぼされていた。しかし、いまの神奈川最賃裁判闘争では、その時代とはかなり違う状況になっているように思う。この風景が全国に広がることを改めて期待する。（4 月 22 日）